

鑑識鑑定官指定制度実施規程

(平成12年3月15日)

(栃木県警察本部訓令乙第6号)

改正 平19.3.28 栃木県警察本部訓令乙第14号、平19.7.19 乙第22号、平20.12.17
乙第29号、令3.8.18 乙第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、指紋(掌紋を含む。以下同じ。)、足こん跡及び写真(以下「指紋等」という。)の鑑識官(以下「鑑識鑑定官」という。)の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(鑑識鑑定官の種別)

第2条 鑑識鑑定官の種別は、指紋、足こん跡又は写真に関し、それぞれ主任鑑識官、鑑定官及び鑑定員とする。

(鑑識鑑定官の任務)

第3条 鑑識鑑定官は、刑事部鑑識課長(以下「鑑識課長」という。)の命を受け、次の任務に当たるものとする。

(1) 指紋等の鑑定を行い、その鑑定書を作成すること。

(2) 前号において自らが作成した鑑定書に関し、公判廷での対応を行うこと。

(鑑識鑑定官の推薦及び指定)

第4条 鑑識課長は、警察官又は警察官以外の職員のうちから、次に掲げる鑑識鑑定官の種別に応じた選考基準を満たす者を適任者としてそれぞれ選考し、警察本部長(以下「本部長」という。)に対して鑑識鑑定官推薦書(別記様式第1)により推薦するものとする。

(1) 主任鑑識官

鑑識官(指紋、足こん跡又は写真のうちの一に係るものに限る。)としての経験が通算10年以上の者で、警察庁科学警察研究所法科学研修所の鑑定技術職員専攻科又はこれと同等の専科を修了し、卓越した鑑定技術を有する者

(2) 鑑定官

鑑定員(指紋、足こん跡又は写真のうちの一に係るものに限る。)としての経験が通算5年以上の者で、警察庁科学警察研究所法科学研修所の鑑定技術職員専攻科又はこれと同等の専科を修了し、卓越した鑑定技術を有する者

(3) 鑑定員

検査・対照等業務(指紋、足こん跡又は写真のうちの一に係るものに限る。)の経験が通算5年以上の者で、警察庁科学警察研究所法科学研修所の鑑定技術職員現任科又はこれと同等の専科を修了し、確かな鑑定技術を有する者

2 本部長は、前項の推薦に基づき、鑑識鑑定官として適正を有すると認める者をその種別ごとに鑑識鑑定官に指定するものとする。

(鑑識鑑定官の指定の解除)

第5条 鑑識課長は、鑑識鑑定官が長期疾病、心身の故障等によりその任務が遂行できないと認めたときは、その旨を本部長に報告するものとする。

- 2 本部長は、前項の報告を受けたときは、当該鑑識鑑定官の指定を解除するものとする。
- 3 鑑識鑑定官は、前2項によるほか、人事異動等により配置換えとなった場合及び退職した場合は、当該鑑識鑑定官の指定を解除したものとみなす。ただし、人事異動等により配置換えとなった職員にあっては、引き続き第3条第2号の任務に当たるものとする。
(鑑識課長の責務)

第6条 鑑識課長は、鑑識鑑定官の鑑定等の知識・技術の向上、鑑識鑑定官に対する公判廷での対応に関する指導教養等に努めるものとする。

(鑑識鑑定官の配意事項)

第7条 鑑識鑑定官は、鑑定に関して常に研究し、その知識・技術の向上に努めなければならない。